第11回規制改革会議 議事録

- 1. 日時:平成25年5月30日(木)13:59~16:04
- 2. 場所:合同庁舎 4 号館12階全省庁共用1208特別会議室
- 3. 出席者:
 - (委員) 岡素之(議長)、大田弘子(議長代理)、安念潤司、大崎貞和、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、林いづみ、松村敏弘、森下竜一
 - (政 府) 寺田内閣府副大臣
 - (農林水産省)皆川農林水産事務次官、針原食料産業局長、奥原経営局長、 今城農産部長
 - (事務局) 滝本規制改革推進室長、羽深規制改革推進室次長、舘規制改革推進室次長、 中原参事官、武藤参事官、三浦参事官、大熊参事官
- 4. 議題:

(開会)

- (1)農林水産省からのヒアリング
- (2) 雇用ワーキング・グループ報告
- (3) 答申の素案について

(閉会)

- 5. 議事概要:
- ○岡議長 定刻になりましたので、第11回規制改革会議を開会いたします。

本日は、稲田大臣、甘利大臣は、公務の関係で御欠席でございます。また、浦野委員、 佐々木委員が御欠席、鶴委員は30分ほど遅れて出席の予定でございます。

報道の方々、誠に申し訳ございません。御退室をお願いします。

(報道関係者退室)

○岡議長 議事に入る前に御報告が1件ございます。

5月22日に産業競争力会議が開催されましたが、今回も私から規制改革会議の活動報告を行いました。そのときの資料をお手元にお配りしておりますので、適宜御参照ください。 それでは、これより議事に入ります。

議題1としまして、農業政策の現状について、農林水産省よりヒアリングを行います。 今後、必要に応じて意見交換の機会を設けることとし、本日は質疑応答を含めまして1時間で終わらせたいと思いますので、あらかじめ御了承ください。本日は、皆川事務次官においでいただいております。

それでは、事務次官、早速でございますが、よろしくお願いいたします。

〇農林水産省(皆川事務次官) 農林水産省の事務次官の皆川でございます。よろしくお

願いいたします。

今日は、こういった場を与えていただきましてありがとうございます。産業競争力会議等で農業の改革ということについて議論をさせていただいておりますが、その大体の方向性がまとまりましたので、これが今後規制改革の議論にも繋がっていくということで、産業競争力会議での農業改革の方向を中心に御説明させていただきたいと思います。

まず、目次をおめくりいただきたいわけでありますが、農業の成長産業化ということでこれまでの検討の経過をまず申し上げますと、組閣の際に林大臣の方に安倍総理から、攻めの農業政策を構築するようにとの御指示がございました。これを具体化するために、省内に攻めの農林水産業推進本部というものを設置いたしまして、これまでの間、施策の具体化に向けて検討してきたということでございますが、この検討内容については2月18日と4月23日に行われました産業競争力会議において林大臣から御説明させていただいたということでございます。

5月17日に安倍総理から成長戦略の第2弾のスピーチの中でも御紹介をいただいているということでございます。また5月21日には、今後の政策を政府一体となってやるということで、総理を本部長といたします農林水産業・地域の活力創造本部が設置されまして、今後できるだけ早期に農林水産業・地域の活力創造プラン(仮称)をまとめたいと考えています。

内容でございますが、まず2ページ、成長戦略につきましては、まず認識、検討のスタート時点ということをここで御説明させていただきたいと思います。

安倍総理は、今年の所信表明演説であるべき社会像として、農山漁村の豊かな資源が成長の糧になる、地域の魅力があふれる社会といったことを目指すのだという演説をされました。農林水産省としてもこういったことを受けまして、1つは、今までは厳しいとか難しいといったような観点をかなり強調したいろいろな言い方をしておりましたけれども、ポジティブな面に着目をいたしまして、そこにありますけれども、世界の食市場の規模自体が今後10年で倍増するのだと。また平成の農地改革によりまして、これは平成21年の農地改革、農地法の改正でございますが、法人経営体など農業に多様な主体が参入してきている。一方で農業の実態はなかなか厳しい面もあるということで、今が正に分岐点であるという認識に立って、我が国の農林水産業のチャンスでもあるということで、農業界と経済界が連携して農業の成長産業化を実現するための施策を展開していこうという方向性を目指そうということでございます。

これまで、ややもしますと、農業界と産業界というのは対立の構図ということで捉えられやすかったわけでございますが、今後はできることをお互いがやっていくのだという総力戦で対応をしていきたいと思っておりますし、またスピード感を重視した施策を講じていきたいと思っているところでございます。

3ページでは、4月23日の産業競争力会議において検討状況を報告した際に使用した資料でございますが、3つの戦略ということで、需要のフロンティアの拡大、生産から消費

までのバリューチェーンの構築、生産現場の強化といったことを大きな3つの戦略といた しまして、それを具体化する施策というものを検討したわけでございます。

まず、現場に学ぶ必要があるということで、現場の先進事例というものを「現場の宝」 として発掘いたしまして、これを横展開していこうということで、いわゆる施策として具 体化していこうと考えたわけでございます。

4ページ、これは後で申しますので飛ばします。

6ページ、3つの大きな重点課題の1つ目でございますが、供給サイドである生産基盤が非常に疲弊しているということでございますが、これを強化する方策ということで、担い手への農地集積と耕作放棄地の発生防止、解消ということを抜本的にやっていくのだということを提起させていただいております。ここでは特に日本の農業の場合、いろいろな類型があるわけでございますが、その中でも特に土地利用型農業の問題点、課題というものをどう解決するかという、これが中心の施策になるということでございます。

実は進んでないようでいて、かなり着実に農地の流動化というものは進展してきているということでございます。担い手の農地利用のシェアというものが約5割あるということでございますし、また20ヘクタール以上の経営体ということで右側の下、真ん中あたりでございますが、20ヘクタール以上の経営体が耕作する面積シェアは32パーセントということでございます。20ヘクタールというのはどのぐらいの規模かといいますと、アメリカが200ヘクタールぐらいあるわけでございます。それにはなかなか比肩できませんが、EU27カ国の平均でいいますと14.1ヘクタールということでございますので、そのぐらいには来ているということでございますし、下に書いてございますので、そのぐらいには来ているということでございます。ここ10年で2倍になっているということでございます。1億円以上の売り上げ層もかなり多くなってきているということで、ここをどう伸ばしていくかということに注力する必要があるということでございます。

7ページ、農業構造改革は節目に来ていると申し上げましたが、農業者が高年齢化していること、この大きな層が退出をいたしますと、ここをどう受けとめていくのかということが大きな課題でありますし、耕作放棄地の拡大という傾向もとまっていないということでありますから、それをどう担い手に集積できるのかということが大きな課題になっているわけでございます。

8ページ、平成21年に、私どもは平成の農地改革と言っておりますが、これまでの農地法を大改正いたしまして、所有と利用を分離いたしまして、農地の有効利用を軸とした制度に再構築いたしました。実はこのときからリース方式による企業の参入が完全に自由化されております。その結果、21年の農地法の改正前の5倍のペースで企業の農業参入が進行しているということでございます。私どもは、これは大きな変化であると思っておりまして、実は今まで農業への参入ができないというお話がございましたが、現に多くの企業の方々が参入していただいており、現実的に農業を捉えていただけるようになったのかなと思ってございます。

9ページ、農業参入の経過でございますけれども、21年改正に至るまでにも平成14年以降様々な取組があって、特に特区という形で始まったわけでございます。ただ、特区ということでは特区以外のところではできないということでありますし、またそこには非常に多くの制約があったということでございますが、平成21年以降、一般企業のリース方式による参入は全面自由化されました。そういった意味で大きく変化があったということでございまして、またその際にはリース期間も大幅に延長するということで、安定して農業経営ができるという状況ができているということでございます。

また、右上に書いてございますが、日本経済団体連合会からも、いろいろな提言をして きたことが盛り込まれているということで高い評価をいただいたところでございます。

10ページ、21年改正では、いわゆる農地の出し手の代理人ということで市町村団体に農地利用集積円滑化団体というものを整備したということでございますけれども、個別の相対的な手法だけではなかなか農地流動化が加速化されない、要するに受け手が見つからないとそこでとまってしまうという実態にあったわけでございます。

右側にございますけれども、昭和45年から農地保有合理化法人というものもあるわけですが、これも主に所有権の取得ということで移行する、集積していくということであったわけでございますけれども、なかなか農家自体が所有権というものにこだわりが非常に強いという中でなかなかできない。また、実はこの予算も全体構造改革に関する予算としては全県で12億円といった程度ということでなかなかこれが進み得ない状況にあったということで、中間的受け皿というものを作って加速化させたやり方でやっていくということが必要であるという認識に至ったわけでございます。

11ページには農地法に関する遊休農地の規定ということがありますけれども、これについてもなかなかいろいろなステップが多くて大変だということもあります。ただ、私有財産を一種他の方々に公共的に活用していくといったことをやる場合には、必ず私有財産制ということの制約をどうプロセスで抜いていくかということが必要なわけでございまして、ただ、かなり多くの段階を経てしかできない状況にあるということでございます。

12ページは、なかなかこの部分、特に相続等によって所有者の所在不明、受け皿が見つからないということで、その効果が限定的な部分にとどまっているということでございます。

そこで13ページ、以上のような状況を解消するということで農地中間管理機構というものを構想させていただいたわけでございます。特に担い手への農地集積ですとか耕作放棄地の解消というものの抜本的な解決策として農地の中間的受け皿を整備して、出し手から農地を借り受ける。必要な場合には、その負担である基盤の整備、例えば、このAという農地とBという農地で非常に差があってこちらの農地がいいというこだわりがあると、なかなかそこの部分で集団的に移転が進まないということにもなるわけですが、そこを抜くための措置もした上で、民間企業も含めた担い手にまとまりのある形で農地を貸付けるといったスキームを確立したいということでございます。

また、当然業務自体非常に多くのマンパワーが必要でありますので、市町村、信託銀行等の民間企業にも積極的にこの業務を委託して、関係者の総力を挙げて耕作放棄地の解消をする、まち農地集積をするということをやってきたいと思っております。このためには法制度の整備というものもありますし、一定の国費も必要だということではないかと思っております。スピード感が非常に大事だということでございます。

14ページ、新たな仕組みのポイントでございますが、農地の準公有状況を作り出す。その間に、要は最適な解に一挙に到達しないということもありますので、借り続けた状況で何回かシャッフルをいたしまして、例えば今左にあるような非常に分散して農地利用が錯綜した状況を、右側のようなものに整理し直していくということをやりたいということでございます。

左のような状況になったのはなぜかといいますと、個々の相対的取り引きを積み重ねてきたこと、また、これまでどうしても所有へのこだわりが抜けなかったことがこれまでこういったことができなかった一つの理由ではないか。今回はエリア全体を借り受けて再調整をする。また、所有権移転ということばかりではなくて、それよりはリース方式という方式によってスピード感を持ってこの状態を早く作り出すということをやっていきたいということでございます。それが第1点目でございます。

2つ目でございますけれども、需要フロンティアの拡大ということでは、国内の需要は どんどん少子高齢化で減るのだということを言っておりましたけれども、16ページにあり ますように、アジアの食市場というものは大きく拡大するのだということが見込まれてお ります。

17ページ、一方、輸出を見ますと増加傾向を示してきておりましたけれども、原発事故等の影響もあって落ち込みを見せているということでございます。

18ページ、日本の食ということを考えますと、実はJETROが行ったアンケートでございますが、各国の方もアンケートしたときに、日本食というのは非常に評価が高いということでございます。実は今年、日本食の世界無形文化遺産への登録ということも今申請しているところでございますが、そういったことも相まって、日本の食についてただ物を売るのでない形で輸出戦略を構築できるのではないかということでございます。

19ページのような戦略ということで、農林水産物・食品の輸出倍増戦略というものを果たしていきたいということでございまして、これは例えばMade From Japanというのは何かといいますと、世界では非常に日本の食材を使った世界の料理がどうも多く出てきております。実は今回オランド・フランス大統領が訪日されますけれども、その際に農林水産省も協力させていただいて、その一つの取組として、安倍総理とオランド大統領との間で、日本の食材でフランス料理を作っていただく。フランスの食材で日本料理を作っていただくということを日本の料理人、フランスから来ているフランス人のシェフの方にやっていただくようなこともやりたいと思っております。そういった意味でMade From Japanと言っておりますが、日本というものを前面に打ち出せば非常に大きなことができるのではない

か。また、森下委員から機能性の表示ということについても御提言いただいておりますが、 そういったこともあわせてやっていくことによって、日本のブランドというものをもっと 的確に売り込めるのではないかと思っております。

Made By Japanというのは日本の産業界がそれに関与して出ていくということでございます。そして、当然、伝統的なMade In Japan、この3つを重ね合わせまして、各国ごとに戦略的にやっていく。日本の番組が放映されているところでは日本の食が売れているという動きがございます。例えばカレーライスを食べる人が増えたとか、中華麺ではなくて日本のラーメンが売れているといったようなこともございます。そういったことも含めて総合的な戦略で日本の食を売っていきたいと思っています。またそれが日本の地域、農村地域の活力を上げていくことにつなげていきたいと思っております。

3つ目でございます。20ページ以降、バリューチェーンの構築ということでございます。 21ページ、特に今回異業種との連携、さらには6次産業化ということについて触れさせていただいております。今、6次産業化と言われる、1次産業、2次産業、3次産業の連携を考えますと、まだ1兆円程度の規模しかありませんが、これを10兆円規模に増大させていくのだということを目指しております。そのために農林漁業成長産業化ファンドということで、これは民間企業、さらには自治体も含めたファンドを作りまして、そういった6次産業の事業体に出融資していくという取組でございます。こういったことで引っ張っていきたいということでございますが、また合わせて知的財産の戦略的な活用ということも大事だと思っております。

22ページ、様々な角度の連携先があるわけでございまして、食品産業などずらりとありますけれども、例えば医食農連携といったことで、医療・介護といったようなところとの連携ということもありますし、また再生可能エネルギーという面でも非常に日本はポテンシャルに恵まれておるわけでございます。例えば日本の排他的経済水域自体は世界で6番目の面積だと言われており、日本の森林というものを見ますと、毎年1億立米ずつ、黙っていても材が増えているという状況でございます。これを活用すれば、地域の所得の増大ということにも必ずやつなげられるとも思うわけでございます。そういった意味で他産業との新たな連携を構築していくということが日本を元気にすることに繋がるだろうと思っておりまして、積極展開を図りたいと思っているところでございます。

23ページには、バイオマス等々を含めた再生可能エネルギー、こういった面でも農山漁村には多くの資源が賦存しているということでございます。農業と再生可能エネルギーという観点でも、その調和を図るという例として、農業を継続しながら太陽光パネルを設置できないかといったようなことについても今年通知を出しまして、できるようになりました。また、もう少し幅広い意味での農山漁村における再生可能エネルギーをさらに推進していくといったことについても、また法律改正の検討等も行わせていただいているところでございます。

24ページ、こういった形で6次産業化に着手していただいて、それを事業拡大すること

によって地域の元気ある産業、会社というものを育てていきたいと思っているところでご ざいます。

25ページは農林漁業成長産業化ファンドの仕組みでございますが、その具体例として26ページに、こういったサブファンド、いわゆる中心となるファンドから直接ということもありますが、サブファンドを経由しての支援もあり、このサブファンドがこういった形で地域にできています。また、地域だけではなくてテーマ別のものもありますが、エー・ピー・カンパニーとかぐるなびといったところにもサブファンドの形成に御協力いただいているというところでございます。こういったものが6次産業化を引っ張る大きな牽引役になるだろうと思っているところでございます。

この3つの大きな柱について産業競争力会議等で大臣からも御説明させていただいたわけでございますが、「攻めの農林水産業」の具体化方針については、民間議員からの御提案があったわけでございますが、そのうち農地の面的集積を加速する仕組みの構築、また農林漁業成長産業化ファンドの活用、人材育成と研究開発、輸出体制の整備といったものを早急にやるべきであるという御提言をいただいたわけでございまして、そういった意味では、ほとんどの御提案については当省の考え方とおおむね方向性は一致したのではないかと思ってございます。

他方で、民間議員からリース方式、これは最長50年による企業の農業参入の完全自由化、 農業生産法人の要件緩和後の企業参入の状況、これは21年改正後の状況を踏まえ、所有方 式のさらなる自由化を進めることについても検討すべきという御指摘をいただいたところ でございます。ただ、これにつきましては、先ほど冒頭から申し上げておりますけれども、 実は農地につきましては、なかなか農業界自体が例えば所有を一般企業に全面的に所有と いう形で認めますと、例えば産廃の置き場になるのではないかといったような不安の声も 多くあるわけでございまして、これを拙速に進めるということについてはマイナスの面も あるのかなと思ってございます。

そういった面では、現行の農地価格の状況等から見ますと、またこれまでの経験に照らしましてスピード感を持って改革をするということになりますと、今回、中間保有機構という形で御提案させていただいているようなリース方式を中心としたやり方で加速的に農地の集積、耕作放棄地の解消を図っていくということが大事なのではないか。そういった意味で中間的受け皿のスキームというものを現場で動くようにしていくことが非常に大事なのではないかと思っているところでございます。

なお、最後に、27ページ、農業関係での規制改革の取組ということを入れております。 また、4ページを飛ばしましたが、「攻めの農林水産業」ということで需要フロンティア の拡大、さらにはバリューチェーンの構築、生産現場の強化といったようなことについて は農業のサイドからも規制を改革していただきたいという要望も多数寄せられております。 例えば輸出拡大のためには衛生証明書の発行がもっと円滑にいかなければいけないとか、 4番には付加価値の高い農林水産物の需要拡大のための機能性表示。これは森下委員から もいろいろな御議論をいただいていると聞いております。

5番にありますけれども、日本の食文化を世界に広げるという面での入管法のビザの要件の緩和といったようなこと、様々にこういった成長産業化ということを考える際には、規制改革においてより具体的に検討いただいて解決していくべき多くの課題もあるのではないかと思っているところでございます。私どももそういったものについて積極的に議論させていただければありがたいと思っておりますし、また農業サイドにおいても、いわゆる農林漁業の成長産業化という方向に沿って、規制的な課題がまだある部分については、この方向が円滑に行くような観点でどうすればいいのかということでの御議論も積極的にさせていただければありがたいと思っております。

最後に、29ページ、「攻めの農林水産業」の推進体制でございますけれども、ここにございますように官邸の方に総理を本部長とする本部が立ち上がりました。ここでいろいろな意味での御議論ということも受けとめながら、農林水産業・地域活力創造プラン(仮称)といったものをなるべく早期にまとめていきたいと思っているところでございます。委員の先生方の積極的な御提言、御意見を賜れれば大変ありがたいと思います。

以上、説明させていただきました。ありがとうございます。

- ○岡議長 皆川次官、ありがとうございました。大変詳しい御説明をいただきました。 残りの時間、質疑応答あるいは意見交換ということで進めたいと思います。 大田議長代理、どうぞ。
- ○大田議長代理 ありがとうございました。1つ御質問したいのですが、13ページの「農地集積バンク」ですが、これには農協が何らかの形で参画するかどうかということと、下から2つ目に農業委員会が出てまいりますけれども、農業委員会はどういう形でこれに関与しますかということの2つをよろしくお願いします。
- ○岡議長 どうぞ。
- ○農林水産省(奥原経営局長) 経営局長の奥原でございます。

13ページの農地の中間受け皿でございますが、これは本当に農業の構造改革を進める一つの切り札として我々は考えているわけでございます。

まず、組織の形態ですけれども、今イメージしておりますのは、基本的には県の第3セクター、県の公社。こういったところが今も法律で設置されていますが、この部分を抜本的に法律改正して、権限も相当広げ、機能するものに切りかえるということを考えております。したがいまして、主体としては県の第3セクターということになります。

真ん中の四角のところの⑤に書いてございますけれども、県の公社と言ってもそれほど大きな組織ではございませんし、ここに例えば県庁のOBをどんどん入れていくというものも行政改革に逆行すると思いますので、ここが司令塔にはなりますが、できるだけ実務についてはいろいろなところに業務委託をして総力を挙げてやっていくという体制を作りたいと思っています。そういう意味では、⑤に書いてございますのは、市町村でも民間企業でも、どこにでもきちんと仕事をしていただけるところであれば、委託料を払った上で仕

事は頼むということになります。

したがいまして、⑤の対象としては、これは能力の問題もありますけれども、農協も入ったり、あるいは農業委員会もこの委託先になるということは当然あると思います。とにかく司令塔は県の第3セクターのところが公的な観点からきちんと大きな枠組みを決めて、 実務はいろいろなところに委託をしてやるということでございます。

○岡議長 ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。

森下委員、どうぞ。

○森下委員 2点ありまして、1つは先ほどお話に出ました付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のための機能性表示の容認というところですが、これは今この方向で議論をいろいろしているところなのですけれども、1つ問題として、もし仮に容認された場合、何らかの形で輸出を拡大するためにはもう少し海外に対して安全・安心の日本ブランドプラス、何か国の表示があるとより輸出拡大になるのではないか。そういった意味で、もしこうした方向に今後規制改革がされるとすると、農林水産省としてさらに日本の農業振興のためにプラスアルファのような制度を作られるような考えはあるかどうかというお話と、もう一点は、医農連携の話が出てまいりましたけれども、非常に重要なお話だと思うのです。このあたりは既に農林水産省の方でもプロジェクトは進んでいると思いますけれども、さらにもっと機能性を検討するような形で、より積極的にプロジェクトをされるような予定とか考えとか、そういうのがあるかどうかについてお聞きしたいと思うのです。○岡議長 お願いします。

○農林水産省(針原食料産業局長) その分野を担当しております食糧産業局長の針原で ございます。

まず、機能性の表示についての規制緩和を議論していただいていることを感謝申し上げます。仮にそれが認められた場合は、正にこの資料では何回か出ておりますがバリューチェーンをきっちり形成する、これがその後の展開の決め手になるだろうと思います。機能性をしっかり発現する農業のシステム改革がまず現場であって、バリューを弱めることなく流通、保管、製造に結びつけて、海外への展開を図るための消費宣伝、要はバリューシステムを一貫して構築するチェーンを作り上げる、その過程に入ります。そのために用意されたのがA-FIVE、成長化産業化ファンドでございます。このファンドにおいて生産、流通、製造、それぞれのプレイヤーが共同で出資した合併企業を置く、合同、ジョイントベンチャーを作る。そこに資本金を同額上乗せすることによって、レバレッジの効いた投資を育成し、そのことによって海外でのいろいろなカミサリー施設なども展開することが可能になる、それで利益は資本の論理で分配される。このような形で機能食品の海外展開を進めていく必要があると思います。

当然国としましても、海外にはこの手の規制がたくさんあるので、その規制をしっかりとJETROさんなどと一緒に調査して、情報提供が必要になるものはやっていくということも

9

必要である。この分野はどの国も官民挙げてやっておりますので、そういう国家プロジェクトをきちっと整備するのではないかと思っております。

その次は、医農連携でございますが、いろいろな分野をやっております。去年、私どもは国際シンポジウムをやったのです。リュック・モンターニュさんというHIVの発見でノーベル医学賞を取った先生ですが、この人を日本に呼んで国際シンポジウムをやりました。食と健康というものです。

モンターニュ先生はHIVの研究ではなくて食べ物ががんを治すとか、食べ物と健康の関係をやっておられます。今、世界の医学界は、健康をサイエンスするようになっております。我々の食の世界は、健康な人に食物を供給してきたわけですが、これは病気の人に食料。クロスオーバーする。これが医食農連携の神髄でございますが、次のステップとしては、いろいろなエビデンスを集めなければいけないので、都市別に食生活が異なります。都市別の食生活がその都市の例えば健康寿命、平均寿命にどのような影響を与えるか、かなり大きなエビデンス集めをする。個々の食品とか食の機能性ではなく、食生活全体が健康にどのように関係するか、大きな調査をすることによって次のステップに行けるのではないかと思っております。

- ○岡議長 森下委員、よろしいですか。 では、長谷川委員、どうぞ。
- 〇長谷川委員 13ページでございますけれども、いわば「農地集積バンク」が受け手に貸付けするときの基準ないし審査主体はどなたが担うことになるのでしょうか。
- ○岡議長 お願いします。
- ○農林水産省(奥原経営局長) ここが一番大事なところだと思います。ここの資料にも書きましたけれども、受け手として我々が想定しておりますのは、いわゆる担い手でございますので、農業を法人経営でやっているところ、あるいは家族経営でも相当大規模なところ、あるいは企業でもって参入したところ、それから新規の就農者。要するにこれから本当に経営を発展させて、コストも下げていける、こういう方々のところに重点的に土地が集まりうまく利用されなければ意味がないと思っております。

したがいまして、法律の制度の設計はこれから詰めていくことになりますが、ここの「農地集積バンク」を作るときの運営体制、具体的にどういう基準でもってこの農地を貸していくのか、ここのところはよく詰めなければいけないと思っております。特に担い手と言われる法人経営や企業といったところの意見をきちんと反映する。第三者の客観的な意見もきちんと入る。こういった体制でもって将来の農業につながるような貸付けが行われるように十分配慮したいと思っております。

○長谷川委員 そうしますと、先ほどの大田議長代理の質問に対して、業務委託する先に 農協が入る、私の聞き間違いでなければ農業委委員会というところにもというお話があり ましたが、農協は御承知のとおり、独占禁止法の適用除外を受けている分野があるわけで ございますね。そうすると、そうした農協がもしも貸付けの審査も実質的に担うのだとす ると、自分たちの農協に利益のあるところを先に貸付けるという事態が発生する懸念はご ざいませんか。

- ○農林水産省(奥原経営局長) そこも制度の設計の仕方でございますので、これからよく詰めていかなければいけないと思いますが、委託をするということは当然大きな枠組みは第3セクターのところで決めた上で、その範囲でのことをやってもらうということになりますので、委託先が勝手なことをやっては困ることになります。例えば農協の場合に自分たちの仲間だけで土地を使うのだということになっては困りますから、そこは十分配慮して制度設計したいと思っております。
- ○長谷川委員 そこの制度設計の仕方を考えるときに、農協自体の在り方についても考え 直すということはあり得るのでしょうか。
- 〇農林水産省(奥原経営局長) この受け皿の制度を作るときに、そこまでするということは考えておりません。
- ○長谷川委員 受け皿の制度を考えるときに、先ほど私が言ったような独禁法の問題その 他の貸し手の側の枠組みについての考慮なしに受け皿の制度の設計だけをやっても十分な 公正な競争が実現できるようなことにならないのではないかという懸念があります。
- 〇農林水産省(奥原経営局長) そこは制度の設計をこれからやっていきますので、設計したものをまた御覧いただいて御評価いただくしかないと思いますけれども、それはきちんとしたことにならなければ今回の新しいスキームをやる目的が達成できません。今回、本当に構造改革を進めたいと思っています。それから、規模を拡大するだけではなくて、次の14ページにありますように本当に農地がまとまった形で担い手が使える形にすることまで目指しているわけです。ここまでやらないとコストは下がりません。現在、企業で農業に参入されているところはいっぱいありますし、我々も意見交換を時々やっているのですけれども、企業が参入されても圃場の枚数がたくさんあるり、しかも相互に離れており、これはコスト面で非常に問題だということを皆さん自覚されております。まとまった形で農地が使えるように持っていくということが極めて重要ですので、このときに農業界と経済界といろいろな形で連携して前向きに仕事が進むような体制を作っていくということが非常に大事だと我々は思っております。
- ○長谷川委員 では、最後にしますが、バンク自体の経営といいますか歳入はどのような 形で想定されているのでしょうか。
- 〇農林水産省(奥原経営局長) ここの経費をどうするかということですが、このスキームは所有権の移転でなく、リース方式のスキームになっているので、基本的には例えば10年ぐらいたってこの制度が安定すれば、出し手から借りてくるとその賃料支出と受け手に対して貸すとその賃料収入がバランスし、財政負担はほとんどかからない状態に多分なると思っておりますが、それまでの間は、ここはかなりの金を投入しないと機能しないということだと思います。

例えば、出してから受け皿が借りているが、受け皿が担い手に貸付けができていないと

いうケースであれば出し手への賃料だけは負担することになります。

真ん中の③に書いてございますが、基盤整備の負担金。土地改良で区画を大きくすると いったときにも、今の普通の事業のやり方ですと所有者の負担金が1~2割かかるのです。 ですが、これだけ農地の相続が繰り返されておりますと、農地は所有しているけれども、 農業に全く関係ないという方は結構いらっしゃいますので、その方々は土地改良の負担金 をなかなか払っていただけません。ということで、中間的受け皿に貸していただければ、 所有者が払うべき土地改良の負担金はここの受け皿が払う、肩代わりする。こういうこと までこの仕組みの中には入れております。したがいまして、所有者が払うべき負担金のコ ストも中間的受け皿にかかってくる。こういうことになりますので、定着するまでの10年 ぐらいはかなりの国費をここに投入して軌道に乗せていくということが必要だと考えてお ります。

- ○岡議長 いいですか。滝委員、どうぞ。
- ○滝委員 お話、ありがとうございました。16ページに、2020年に3倍の229兆円とありま す。現在の日本の輸出額から倍増とか3倍増という話は聞いています。とても大事なのが、 実は日本の食及び食材は世界一級の状況にありますから、どちらかというとアジア圏にお ける富裕層を意識した形でブランドアップすべきだと思います。日本の時計とよく比較さ れるスイスの時計や、フランスのワインなどはいいお手本です。すでにおやりになってい らっしゃると思いますけれども、日本のすばらしい食材を、国を挙げて連携した中で、徹 底的より高いものに確立していくということを是非期待したいと思っております。それが 近い将来、10倍、20倍という額の輸出産品になることにつながるような気がしております。 ○岡議長 今の御意見にコメントをいただけますか。

どうぞ。

○農林水産省(針原食料産業局長) おっしゃるとおり、安倍内閣で輸出1兆円という目 標が決まっているのですが、単にMade In Japanの輸出を1兆円にする。非常に今の状態で は厳しいですね。スイスもブランド力を高めるためには底辺、現地生産で幾分安めの時計 を作って、その上に立ってスイスの国内の大きな輸出につなげていく、そこでもうかると いう底辺があって頂点があるという大きな三角形を作るわけでございますので、340兆の拡 大マーケットに対しては、日本の100兆円に及ぶ食関連産業がまずMade By Japanで進出し、 現地展開をする中で裾野を広げ、底辺を作って、そのブランド力を高める。その上に立っ てMade In Japanのすばらしいものが展開される。そういうような大きな展開をする。そう しないと、340兆に対しては効力がなかなかないというのがMade By、Made Inの関係です。 それとMade Fromというのは、もう亡くなったのですけれども、エル・ブリというスペイ ンの最高のレストランのシェフが日本に来てゆずを発見して、エル・ブリでゆず料理を出 したら、1年後に世界中のレストランがゆずを使っていたというようなことなのですが、 ゆずの次にくずを使った料理が今発展し出しているのです。考えてみれば、三陸産のサメ のひれがふかひれになって中国の食材になる。これがMade From Japanということで各国の

食文化の中にも日本の素晴らしい食材が展開する。林大臣は知っておいでですけれども、こういう3つのFBIの関連性をつけながら、そうなると、世界一の日本食文化がなんちゃって日本料理屋にビジネスとしての価値が奪われるようなことのないように、ブランド力を高めながらビジネスとしても展開できる体制を作っていく。この世界は、フランスはSopexaという国家企業がやっておりますし、大体国を挙げてやるものなので、日本としてもそういうところに意を用いていきたいと考えております。

○岡議長 ありがとうございました。 林委員、どうぞ。

○林委員 今日の資料1の御説明の中で、2ページで「攻めの農林水産業」として「3つの戦略方向」を出されていることで、農水省が将来に向けた大きな地図を描いてらっしゃることは理解できました。特に3番目の「生産現場(担い手、農地など)の強化」というのが非常に大事ではないかと思われます。このスライドの2ページの右下に小さな雲の中に、「この機会を失えば農林漁村はさらに衰退、国土経営コストが増加」ということが小さく書いてありますけれども、やはりこの危機感が改革の出発点ではないかと思っております。

そのためにスライドの13ページにあります「供給サイドの構造改革」が肝だと理解しております。つまり、現状は、農業の担い手ではない非農家が全農地の5割を所有おり、農地が活用されていない。農地としてのいろいろな便益を受けていながら、農地として利用されていない。この状況を私有財産制のもとでいかに改革していくかというときに、この案は非常によく考えられた案なのではないかと思うのですが、今回、この案の実効性を上げるためには、やはり、出し手がうまく受皿に土地を貸すようなインセンティブといいますか、あめとムチといいますか、何か措置が必要ではないかと思うのです。その辺は何かお考えはあるでしょうか。

○岡議長 お願いします。

〇農林水産省(奥原経営局長) 林先生の御指摘は、全くそのとおりだと思っております。この13ページの「農地集積バンク」がきちんと機能するためには、左側の出し手の方からきちんと受け皿に農地を出していただく、貸していただく、これが決定的に重要でございます。ただ、私有財産制のもとで強制するというわけにはなかなかいきませんので、それをどういうふうに誘導するか、これが一番知恵の出しどころと思っておりまして、今考えておりますスキームは、この13ページのところの出し手の下に括弧が書いてございますけれども、メリットとして誘導していくということなのですが、従来から農地を担い手に貸してくれということは随分いろいろな形でやっておりますけれども、やはり借り手が信頼できないとか、いろいろな個人的な都合で貸せないというのがありますので、今回は「農地集積バンク」、公的なところとして県段階にきちんと整備する。ある意味、貸す方からすると安心して貸せる、これが一つのポイントです。

もう一つは、先ほど申し上げましたけれども、土地改良するときの負担金。所有者の負

担分を自分が払うのではなくて、受け皿に貸していれば受け皿の方がそこの分は払ってもらえる。これによって誘導しようと我々は思っておりますが、これだけで本当に十分かというところがございます。実際に農地の価格は相当高いわけでして、普通、収益価格というのは賃料大体25年分ぐらいと言われておりますが、北海道を除く都府県の農地の売買価格は収益価格の4倍ぐらい、要するに賃料の大体100年分ぐらいの価格で取引をされている。なぜそうかと言えば、大きな要素は転用の期待というものがあって、持っていれば転用のときに利益が入るのではないかと思っているところがあるのだろうと思っております。その辺のところをどうやって封じることができるか、これは一つの大きなポイントだと思います。

もう一つは、耕作放棄地の解消ということもやっていかなければいけませんが、耕作放 棄地の場合に所有者が誰か分からないというケースが結構ございます。農地の権利移動に ついては農業委員会の許可制ということになっているのですけれども、相続につきまして は許可制になっておりません。これも私有財産制との関係で当然相続ができるという前提 に立っておりますので、相続した場合には基本的に許可を受けることなく自動的に権利が 写ります。そうしますと、息子さんが都市に住んでいるときには知らないうちに相続の形 で所有権がそこに移ってしまう。日本の場合には、登記制度については対抗要件になって おりますから、必ずしも実態を反映した登記になっていない。ヨーロッパでは、例えばド イツなどは登記が実体を反映する形になっているのですけれども、日本はフランスから制 度を入れておりますので、基本的に登記は対抗要件にすぎず、登記してある人のところに 連絡をしてみてもその人は所有者ではないというケースがかなりございます。実際に耕作 放棄地を解消するためのな指導をしたり、あるいは中間受け皿ができてもここと契約を結 んでもらわなければいけませんが、その相手方がどこかということをきちんとするために は、一般的な土地法制についてどうするかという議論も実は避けて通れないところがござ います。できればそういうところも含めて御議論いただければ非常にありがたいと思って おります。

○岡議長 ありがとうございました。 副大臣、どうぞ。

○寺田副大臣 供給サイドの構造改革を貫徹し、資本の原理を貫くためにリース方式のみならず、オーナーシップも当然解禁しないといけないわけです。実は今日の参議院の財金委員会でも議論になったわけですが、最近、大変金融資本も高度化しております。リースを例えば信託設定したらどうなるのか、無期限定借はどうなるのか、あるいは貸付けを小口化して売買したらどうなるのか。いろいろな金融技術を使うと、結局オーナーシップとリーシングというのは、最後はコンバージするわけでありまして、所有を解禁することによって耕作放棄地の解消、また所有権不明の土地の土地バンクによります買い取り、あるいはJ-REIT方式の導入など、様々な外資導入も含め活性化効果、流動化効果が画期的に期待できるものと思います。現実にそうした要望は出ております。先ほどの役所の紙だと、

そうしたオーナーシップの要望はないかのようなプレゼンをされていましたが、現実、私のところのホットラインにも、「リースならやらない、しかし所有ならやる」と。所有であれば当然愛着が湧きますから土地が荒れることもない。リースの方が実は安易に耕作放棄につながる危険があると私は思います。かつ、膨大な負担金を肩代わりして、膨大な不良債権を作ってまで「農地集積バンク」を作りますと、モラルハザードの発生、財政負担の発生、そして様々な財政資源の非効率使用につながることは火を見るより明らかですし、先ほど現級されたリースの利ざやでもってマージンを稼ぐというのはほとんど非現実的なことを言われたと思っております。この点についての所見をお伺いしたいと思います。

○岡議長 お願いいたします。

〇農林水産省(奥原経営局長) 所有権の議論があることは我々も認識しております。ですが、我々の今の最大の目的は構造改革を進めていくことにあります。規模拡大、担い手ごとに農地を集約して使いやすい、コストの下がる、そういう農地体系を作っていく、これが最大の眼目だと思っておりますので、これに向けてやっていくためにどういう方式が一番望ましいかということを考えています。

13ページのところをもう一回御覧いただきたいと思いますが、ここの「農地集積バンク」から民間の受け手に対して貸付けを行うということになるわけですけれども、14ページの右側のような形を目指してやっていくことになりますけれども、なかなか最初から理想的な姿には到達しないと思います。その後で、新しい企業が参入したい、あるいは若い方が農業をやりたいというケースが出てくることも十分あり得ることで、13ページの受け手に対する貸付けは、多分一定の期間ごとにリシャッフルをするという形でより合理的な農地利用に近づけていくというプロセスが必要であると思っております。

現在やっておりますことは、ある意味戦後の農地解放、農地改革でやったことの負の遺産を総決算するということなのですけれども、戦後の農地改革で地主から国が買い上げて、これを1~クタールでもって小さい農家に売り渡したわけです。この結果、1~クタールの所有権を持った農家がたくさんできた。これによって構造改革が非常にやりにくくなったというのが実態だと思います。あのときに売るのではなくて貸付けということでやっていれば、多分構造改革はもっと進めやすかったということもございます。理想的な農地の利用状態になったときには所有権の話も当然議論しなければいけないと思いますけれども、今の時点で所有権をメインに据えても構造改革はそれほど進まないのではないかと考えております。

○寺田副大臣 もちろん、リース方式を否定しているわけではありません。しかし、オーナーシップを封じておく意味も全くないし、リース方式がどんどん進んでいけば、J-REIT 初め、あるいは土地信託、更には結局所有に行きつきますが、そこはそういうことでよいのですよね。

〇農林水産省(奥原経営局長) 所有の話も議論しなければいけない時期がいずれ来ると 我々は思っておりますけれども、現時点での最大の眼目は、このリースを中心にして構造 改革を進めていくことである。本当に農地がきちんと担い手のところに移る、それから面的にまとまって移る。これをどうやったら本当に全国でもって相当規模でできるか、これに全力を挙げた方がいいと思っておりますし、そのときに農業界と経済界が連携して取り組むということが非常に重要だと思います。リース方式については、これを導入する入れるまではいろいろな抵抗もございましたが、現時点では農村部でもリースであればいざというときは契約を解除して原状回復ができるということもありまして、リースであれば企業の方に来ていただいても構わないという雰囲気に大体なっておりますので、リースの形で企業と農業界が連携して進める、これが非常に有効ではないかと考えております。

- ○岡議長 ありがとうございます。
 - 大崎委員、どうぞ。
- ○大崎委員 26ページの農林漁業成長産業化ファンドのサブファンドのことについて1点 お伺いしたいのですが、農協の信用事業、共済事業という金融事業が随分行われているわけですが、そこからの出資というかお金が出ているのはJAグループ総額100億円というここに含まれているという理解でよろしいのでしょうか。
- 〇農林水産省(針原食料産業局長) 現在のところ、そこに含まれております。100億円で すから、50億円がJAグループ、50億円がA-FIVEからでございます。
- ○大崎委員 そんなことを申しましたのは、せっかく農協とのつながりのある金融機能というのが現実にあるわけなので、いろいろなところでこれをもっと活用して農業改革をやっていくということができればいいのではないかと私は個人的に思っておりまして、仮にそれが現行の全く別の観点から行われている農協金融に対する規制との兼ね合いで何か難しい問題などがあれば、そういうことも検討の意義があるのかなと思ったものですからお伺いした次第で、もし何かお気づきの点があればまた教えていただければと思います。
- ○岡議長 お願いします。
- ○農林水産省(針原食料産業局長) 6次産業化の進め方として、今まで最初は小さな農家の取組を支援してきたという嫌いがありまして、やはり地域の取組、より大きな取組で大きなバリューチェーンを作っていく必要があります、そのための主体としたのは、一番手なれているのがJAさんでございます。ですから、JAさんがこういう活動に参入していただくことによって、各段に世の中が進むということになると思います。他方で、JAさんの方がまだそういう流通のところまでは手なれているけれども、いろいろ製造をやって少し借金を作ったというような事例も若干あるものですから、少しずつ解きほぐす必要があるだろうということで、まずJAファンド、全国ファンドでここにリソースを集中する。この中でJAファンドは農協が行う6次産業化を支援する。これになれたところで次は地銀とのタイアップができないかどうか、あるいはJAファンドをもっと大きくできないだろうか。そういうような形で一歩一歩進めていきたいと思っております。
- 〇農林水産省(奥原経営局長) その関連で捕捉をしますが、私の方は農協制度を担当しております。農協サイドと一般の銀行と連携することは法制度上何の問題もございません。

実際に先週、この分野ではありませんが、JAの全共連という保険をやっているところがございますが、東京海上との業務提携というのが両方の社長によって発表されておりますけれども、いろいろな分野で農協サイドと経済界との連携を進めていく必要がありますし、こういう金融面のところでも連携は十分可能でございますし、例えば農林中金とみずほ銀行などの業務提携とか、そういうものも既にいろいろございます。そういうことは、法的に制約はございません。

- ○岡議長 佐久間委員、どうぞ。
- ○佐久間委員 ありがとうございます。先ほど寺田副大臣が御指摘されたことにも共通する点なのですけれども、13ページの「農地集積バンク」が機能して、非常に短期間に農地の集積が実現されれば非常にいいことだと思います。ただ、お聞きしていて心配になったのは、出し手から受け手に行くルートが事実上「農地集積バンク」だけになるという方向の政策では決してなくて、場合によっては所有権の移転も促進されるし、あと直接出し手と受け手の間で直接今でも行われているリースの契約で集積が進むというのも当然あるし、それも促進される。

普通考えると、先ほど言った相続人が登記簿上分からないというのは農地に限らずいろいるなところであって、そういうのを探してとにかく整理するというのは民間企業でみんなやっているわけですが、例えば非常に土地が魅力的であればお金を出して、これは弁護士の方等に頼んでやれば最終的には何とかなって、直接受け手がそういう土地をリースなり所有権で確保していくということもエコノミーとして成り立てばやるということですので、決してこれが唯一の事実上のルートにしていくわけではなくて、当然出し手と受け手の間の直接の取引もある。また、本来、そこの競争条件が少し歪んでいるような気もするですけれども、それは多分普通、放っておくと市場から相手にされないような非常に不利な土地なのでこういうことで助けるということだと理解すればそこはいいとして、いずれにしてもこれが唯一のルートではなくて、ほかのルートも全部それなりに促進されていくという理解でよろしいのでしょうかという確認です。

- ○岡議長 お願いします。
- 〇農林水産省(奥原経営局長) それはおっしゃるとおりでして、集積バンクができたからといってこのルートだけになるという話ではもちろんございません。ただ、14ページのような農地の集約ということを考えますと、相対でやっているだけではなかなか面的にまとまった形は作りにくいと思っております。これまでは相対でもって進めてきた結果としてこういうばらばらな、20ヘクタールあっても圃場の枚数が40枚、50枚に分かれているというのがほとんどになっているわけですので、ある程度どこかがまとまって借りた形にしないと、14ページの右側のような農地利用を集約化した図にはなかなかなっていかないのではないかと思っております。バイパスはもちろんあって構わないのですけれども、まとめていくためには集積バンクのルートが機能するということが非常に大事だと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。 金丸委員、どうぞ。

○金丸委員 7ページのグラフでございますが、これを拝見しますと、長らく国の税金を投入して農業全体の保護みたいなことを政策的にも国民の理解も経てやってきたのですけれども、例えば左のグラフですと、農業に従事していらっしゃる農業従事者内に事業承継してくれる人がいない。だから、結果的に右側の絵になっていることだと思うのですけれども、これまでそれぐらいの補助をしてきたリターンのなさ。農業に相当詳しい方々、身近で見ている人が事業承継をしたくない根本的な原因、理由はどんなものがあるのか、どんなふうに認識なさっておられるのかということが1つ。

あと、2番目は、14ページ。あたかも左側の絵が右になると、それは生産性も増してコストも下がって新規参入者も出てきますから従来の知恵の延長線上ではなくて魅力ある場になるのだろうと思いますけれども、先ほど来、右側の絵に移行していくときも、新規参入者に相当カンファタブルというか、受け入れましょうという感じであればいいと思うのですけれども、どうもそうではないので、そうすると、もともとの7ページの絵を見たときの本当の危機は、今の農業に従事をしていらっしゃる農協も含めて農業委員会の方々も含めて、危機が共有できているのかという本質的な疑問にもまた戻ってしまうのですけれども、そういう点、いかがでございますか。

○岡議長 お願いします。

〇農林水産省(奥原経営局長) 7ページのこのデータは非常にショッキングなデータだと思いますが、これまでの政策の結果でこういうふうになっていることもある意味事実なわけでございます。こういうふうに若い方がなかなか入らなかった、規模も大きくならない、耕作放棄地も増えた一番大きな原因は、農業をやっていてもそれほどもうからない、だから、農業をやるよりは他の産業に就こうという傾向が非常に強かった、こういうところにあるのだろうと思います。ですが、やはり大分状況は変わってきておりまして、先ほども次官の説明で申し上げましたけれども、この10年で法人形態の農業経営体は約2倍になったのです。この法人形態の方々、売上が1億円を超えているところも4分の1、24パーセントありまして、相当に規模を拡大しながら付加価値も高めながらいろいろな仕事をしていただいている。法人経営のところに従業員の形で若い方がここに就職して入り、そこで訓練してそこの法人の役員層になっていったり、場合によってはそこからのれん分けして別の法人になるということもあるのですけれども、そういう動きがどんどん出てきております。我々もそういうことはどんどん助長したいと思っておりまして、特に融資ですとか税制の面ではそういったところに重点を置いたものをここ10年、20年、我々もやってきています。ある意味その成果がかなり出てきているという側面もございます。

やはり生産性を上げていくためには、新しい人たちが入ってくるということは極めて重要なことだと思いますので、企業の方でも21年の農地法改正以降3年間で1,071法人、既に入っていただいておりますけれども、もっともっと増えていただきたいと思いますし、そ

ういったところにもっと使いやすい農地がまとまった形で流れていくように、そこは十分 気をつけてやっていかなければいけないと思っております。

○岡議長 どうぞ。

〇農林水産省(皆川農林水産事務次官) 大変厳しい御指摘をいただいたと思うのですけれども、実はこれは土地利用型農業の部分に非常に出ているわけです。それ以外の農業類型、野菜であるとか果樹であるとか畜産であるとか、そういったところでは若い方々が専業的にやっておられる。または企業的にやっておられる農業というのは、他の分野では多くあるわけですけれども、土地利用型の農業だけは、要は連綿とこういう状況が続いてきたということは事実。

その一つとして、ビジネスモデルが古いのだろうと思っています。例えば駅前のシャッター通り商店街と同様の状況にあるということなので、そのシャッター通り商店街をどうしたのか。要するに商業で言えばコンビニという業態ができたりとか、スーパーマーケットができたりとか、あとは商店街であれば商店街組合ができてそこに食堂も作りましたよみたいなことのビジネスモデルの転換をしているわけです。それを今回こういった形、特に土地利用型農業の部分を土地利用型農業を集積、規模拡大ということを本格的にやるのは、本当に年来の大きな課題にチャレンジしたいということでございますので、是非そこは御理解いただければとおもいます。

○岡議長 ありがとうございました。 翁委員、どうぞ。

○翁委員 2つだけ申し上げたいのですけれども、こういった供給サイドの構造改革をしていく中で、やはり農業委員会というのも今いろいろなり手の問題も含めて課題が多くなっていると思いますので、こういった農業委員会についても見直しをされていく必要があるのではないかと思っていますが、その点をお伺いしたい。

あと農協に関しましても、こういうふうに例えばサブファンドに入られたり、いろいろ 事業を展開していく上で農協の経営の透明性という観点で外部監査を受ける必要があると いうことがかねてから課題になっておりますけれども、こういった経営の透明性の課題な どについても是非取り組んでいただければと思います。

○岡議長 お願いします。

○農林水産省(奥原経営局長) 農業委員会の問題につきましては、これまでもいろいろな御指摘をいただいております。これにつきまして我々は引き続き検討していかなければいけない一つのテーマだと考えております。

もう一つ、農地法の方の経営の透明性ですけれども、これにつきましては農協も金融事業をやっておりますので、金融の観点から他の業態と同じような規制は法律上かけております。したがいまして、それぞれディスクロジャーはきちんとやっているという形になっておりますし、監査につきましては、公認会計士による外部監査を直接は義務付けておりませんけれども、全国農協中央会がやる監査を必ず受けなければいけないというのが法律

で義務付けておりまして、しかも全中には公認会計士の方を30人入れておりまして、この 方の指導のもとに監査をするということになっております。

全中がやっている監査は会計監査だけではなくて業務監査もやっているのです。農協の場合には会計上の処理がきちんとしているだけではなくて、本当に農家にメリットが出るようなきちんとした仕事の仕方をして欲しいということもございますので、全中が公認会計士の指導も受けながら、会計監査プラス業務監査をやっているというのが今の法制度でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

まだいろいろあろうかと思いますが、予定の時間になりました。農水省の皆さん、今日は御説明ありがとうございました。当規制改革会議においては、これからいろいろ我々なりに勉強しまして、どのような分野で取り組んでいくのかを検討し、そのために必要とする体制をどうするか、ワーキング・グループを作る等々含めて検討していきたいと思います。またいろいろなところでお話をさせていただく機会が多くなると思いますので、よろしくお願い致します。

(農林水産省関係者退室)

- ○岡議長 それでは、議題2に移りたいと思います。雇用ワーキング・グループの報告について、座長の鶴委員から説明をお願いいたします。
- ○鶴委員 ありがとうございます。鶴でございます。

雇用ワーキングにつきましては、昨日、ワーキング・グループの会合をいたしまして報告書案を取りまとめたという状況でございます。お手元に資料2ということで規制改革会議雇用ワーキング・グループ報告書案をお開き願えればと思います。

まず1ページ目に、これは大きく分けて総論と各論という構成になっておりまして、総論につきましては、なぜ人が動く、安倍政権で円滑な労働移動ということを申し上げているわけですけれども、その必要性が書いてあります。

以前、ワーキング・グループでも座長ペーパーとして観点を幾つか書いておりましたけれども、特にここでは非正規雇用の問題解決、ファミリーフレンドリー、ワーク・ライフ・バランスが達成できる。こういう働き方の点について少し前段に持ってきて強調する形にしております。

今回の雇用改革、3本柱と呼んでおりまして、正社員改革。この中には主にジョブ型正 社員。今回非常に議論させていただいた観点。また、第2ラウンドで大きく扱う労働時間 の問題等々が入っております。

2番目の柱としては、民間人材ビジネスの規制改革ということで、ここに有料職業紹介、派遣の問題が入っております。我々が特に規制改革会議として扱うということではございませんけれども、セーフティネット、職業教育訓練の話につきましては、ワーキング・グループでもこれが非常に重要であるという強い御意見もございまして、ここでは他の会議体と連携を図りながらこういう意識をきちっと持っていくという書きぶりにしております。

3ページ目には、雇用ワーキング・グループで雇用改革の7つの原則ということを申し上げたのですが、ここでは少しそれをまとめて横断的な理念、原則と書いています。特に3番目の多様な雇用形態を選択しながら、能力を高める。その中に均衡処遇という考え方をきちっと入れていくということの重要性につきまして書いております。

4ページ以降が各論でございます。各論の構成につきましては、それぞれの分野につきまして、最初は大きな問題意識。下線部のところは今回のいわゆる短冊と呼ばれる部分でございます。その後にワーキング・グループでいろいろ主張させていただいたこと、こういう観点をまた今後厚労省で研究会、審議会等々やられるときは考えて欲しいというような構成になっております。

ジョブ型正社員につきましては $4\sim6$ ページにあるとおり、3つの大きな課題。就業規則や労働契約における労働条件の明示、ジョブ型正社員と限定正社員との間の均衡処遇、総合転換の要請。3番目として、ジョブ型正社員の人事処分の在り方につきまして、3つ述べております。

次が有力職業紹介事業、これが6ページ目でございます。ワーキングではドイツの改革を見習うべきだということで、この下に有料職業紹介事業の参入規制の見直し、求職者からの手数料徴取規制の見直し、バーチャル制度の導入ということで申し上げました。厚労省との関係につきましては、特に今後求職者からの職業紹介手数料の徴収のような職業を少し拡大していく。ただ、そういうことにとどまらずに全体の大きな改革ということについても問題意識をお互い持ち続けていこうというような考え方にしております。

7ページ以降でございます。労働者派遣制度の合理化ということでございまして、ワーキングでは、その下にありますいわゆる政令26業務とその他の自由化業務の区別を廃止すべきである。

2番目として、これは派遣労働の根拠として正社員を代替しないと、いわゆる譲与代替 防止ということが掲げられてきましたけれども、それが実態にそぐわない派遣労働の乱用 防止という観点を明確にすべき。

あと、派遣期間の問題については、業務ではなくて人をベースにする。

4番目に均衡処遇の推進ということで、ワーキングの方も主張させていただきました。 基本的には今後これが現在厚労省研究会、また結論が出ますと審議会の方に議論がかかっていくということでございますけれども、派遣期間の在り方、それも26業務につきましてはこういう形で少し我々とベクトルを合わせながらある程度御検討していただくという形になるのではないかと考えております。

時間の関係で非常に短い御説明になりましたけれども、以上でございます。委員の方々、また事務局の方々には、多大な御尽力をいただきまして、このような形でワーキング・グループでは最後になりましたけれども、まとめさせていただきました。この場をかりてお礼申し上げます。ありがとうございました。

○岡議長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問等があれば御発言ください。

大崎委員、どうぞ

- ○大崎委員 どうも御説明ありがとうございました。今いただいている資料2を拝見しますと、具体的な項目というところは全て協議中となっておるのですが、これはどういう状況になるという理解なのでしょうか。20ページ、具体的な規制改革項目というところは中身が全て。
- ○鶴委員 これはいわゆる短冊の部分については、事務局の方からも御説明をいただいた 方がいいかもしれませんけれども、ほぼ案文については合意ができている状況なのですが、 最終的な確認というところで若干残っておる部分がございますので、今回はそれぞれの項 目につきまして下線部を引いている。例えばジョブ型正社員については、4ページ。有料 職業紹介については6ページ。労働者派遣制度の合理化につきましては7ページにつきま して、これがほぼ短冊というもののイメージと御理解いただければと思います。
- ○岡議長 事務局から補足をお願いします。
- ○三浦参事官 ただいまの鶴委員の御説明のとおりでございます。若干補足申し上げます と、公式な厚生労働省との手続が終わっていないというだけのことでございまして、実質 的には今御説明があったとおりです。
- ○岡議長 他はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。 佐久間委員、どうぞ。
- ○佐久間委員 ワーキングメンバーの者としてお伺いするというのも変ですけれども、20ページの2番に下線部はないので、どうなるのでしょうか。
- ○鶴委員 ここの話につきましては、答申の方で詳しく書かせていただいているのです。 労働時間のお話ですね。ワーキングでは実は労働時間の問題につきましては、ワーキング 自体の扱いとしては最初常時取扱い案件ということで扱いまして、ただ、その問題につい て一度厚労省からのヒアリングもしております。基本的な立場としては、第2ラウンドの 労働時間の問題は包括的に扱うということにしておりますので、雇用ワーキング・グルー プの方では記述が限定的な記述になっております。しかし、これは短冊の方にも入ってい きます。また、答申のところにつきましては、後でまた御議論になるということで理解し ておりますけれども、少し今後の対応につきまして、これは前回の規制改革会議でも少し 雇用は他の分野と違って、いわゆる三者構成が要求されているということで、これについ て規制改革会議としても積極的に今後関係省庁の審議会等々にかかわっていく必要がある ということを答申に書かせていきます。やや今後の話については答申の方にかなり書き込 ませていただくという分担をしておりますということで御理解願えればと思います。
- ○岡議長 よろしいですか。

それでは、本件は今の内容でということで進ませていただきます。

次に、議題3に移りたいと思います。前回御議論いただきました答申(素案)の総論部分の修正版がお手元にいっていると思います。各論部分もお手元に配布されておりますが、

まず事務局から説明した後、審議を行いたいと思います。審議に当たりましては、順番は 各論部分から入りたいと思います。では、事務局の説明をお願いいたします。

○中原参事官 それでは、お手元の資料3、規制改革に関する答申案というものの各論部分についての御説明をさせていただければと存じます。答申と言われているものの7ページから、各分野における規制改革ということでございまして、それぞれ各ワーキング・グループにおきまして重点的にその検討を行っていただきましたこと、保育については特別チームを設けていただきまして御検討賜りましたことを踏まえまして、それぞれの分野が7ページのエネルギー・環境分野、41ページの保育分野、47ページの健康・医療分野、先ほど鶴座長に御報告を賜りました61ページに雇用分野、最後に創業等分野というのを67ページという形で記載させていただいているところでございます。

それぞれ各分野基本的に大きく分けまして、規制改革の目的と検討の視点ということで、いわゆる今回の御審議を賜りましたそれぞれの措置に対する基本的な各分野における考え方というものを(1)で述べておりまして、その後、各論としまして具体的な規制改革項目というのが(2)に記載がされているところでございます。

先ほど鶴座長からお話がありましたように、雇用につきましては(2)で雇用改革を貫く横断的な理念、原則ということを入れて、(3)というところで具体的な規制改革項目という形にさせていただいているところでございます。

これまでの審議の中におきましては、各ワーキングにおきまして委員の先生方を始めまして非常に精力的な御検討を賜りまして、今回の答申の素案を作成することができたと理解させていただいております。

エネルギーの分野につきまして、後ほど補足をさせていただきますけれども、12ページの風力発電の電気主任技術者選任における統括事業に関する項目ですとか、13ページのエの太陽光発電の規制改革、15ページのBの慣行水利権に関する規制改革ですとか、同じ16ページのCの小水力発電の規制改革、18ページの7の審査期間の短縮目標、クのAというもの、20ページのコのAの既存マンションにおける電力会社受電設備の資産譲渡に関する規制改革、21ページのマンション高圧部分に関する、高圧一括受電に関する規制改革。22ページのサのAの特定供給に関する規制改革。

34ページの1Bというところにあります廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化というところにつきましては、自民党の資源エネルギー戦略調査会、地域の活性化に資する分散型エネルギー会議においても深い議論をいただいておりまして、そちらにおきます議論と連携を図りながら現在取りまとめたということを改めて補足させていただきます。

差し当たり事務局から以上でございます。

○岡議長 ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問がございましたら。 大崎委員、どうぞ。

- ○大崎委員 質問ですが、各論として掲げていただいたのが4つのワーキングで検討した 内容と保育という御紹介だったのですが、一般医薬品のインターネット販売と石炭火力の 環境アセスは、電力システム改革はエネルギーのワーキングのところに入っているのかも しれませんが、その2つについては特段。
- ○安念委員 石炭火力は11ページ。
- ○大崎委員 石炭火力は11ページに入っていますか。そうすると、インターネットはどこですか。
- ○中原参事官 57ページにございます。ICTのところの最初に記載しています。
- ○大崎委員 ただ、これは総論の方で審議経過でこういう最優先として議論したということをせっかく書いてくださっているので、それが埋もれていないような分かるような記述が要るのかなと思ったのですが、どうでしよう。
- ○中原参事官 総論のところにおきまして、審議経過のところで重点的に検討したという 記載をさせていただいておりますことから、あとは中の各論における整理はそれぞれの項 目の当てはまるところにはめて御覧いただくのがよろしいのかなと差し当たり考えた次第 ではございます。
- ○大崎委員 それは分かるのですけれども、審議経過を読んだ人からすると後ろになくなってしまったというか、保育が見出しが立っているだけにそういうふうになるのではないかというのを懸念したので、注でもつけて、どこへ入っているかが分かるようにしていただいた方がいいのかなと思います。
- ○中原参事官 分かりました、記載の仕方について工夫したいと思います。
- ○岡議長 大﨑委員の御意見は、目次のところか何かにということですか。
- ○安念委員 3ページに入れたということではないか。
- ○大﨑委員 3ページと4ページに書いてあるのですが、ただ、その結果がどうなったのかというのがどこを見ればいいのかが分からないのです。
- ○岡議長 よろしいですか。では、事務局の方で体裁も考えて工夫してみてください。他 はいかがでしょうか。

森下委員、お願いします。

- ○森下委員 質問ですけれども、Pと書いてあるところが要するにまだまとまっていないということなのですね。これは大体いつごろまでに修文ができ上がってくるのですか。結構全部見切れていなくて、大体の時間のスケジュールが分かれば、一番重要なところが最後に出てくるのだろうと思うのですが、スケジュール感を教えていただければ。
- ○岡議長 事務局から回答してもらいます。
- ○中原参事官 一部簡単に結論をどこまで得られるかというところがございますけれども、 それ以外のものについては可能な限り、今週末を目途に決着を見たいと思っております。
- ○岡議長 よろしいですか。
- ○森下委員 多分政務折衝に挙がっていって、このものが今週ですか。それとも政務折衝

は来週の頭に場合によってはもつれ込むものもあるという売り買いでいいのですか。

- ○中原参事官 来週頭まで可能性としては残されております。
- ○羽深次長 具体的に申し上げますと、健康・医療のところでPになっているのが、まず 54~55ページにかけて機能性表示ですが、最終的な文章調整をしていまして、多分今日中 ぐらいには何とかできるのではないかと思います。

57ページの医療のICT化。インターネット販売はかなりまだ厚労省の方で、この会議としての見解はお示しいただいたのですが、最終的な結論はまだかなり政治的なレベルにまで上がっていってどうなのかなと。ただ、厚労省は今月中には結論を得たいと言っておられます。

- ○安念委員 今月中は明日まで。
- ○羽深次長 明日ですね。週末も含めてかもしれませんが、まだ分かりません。その2つ。 創業のところは74ページ。Pになっていますが、これはほぼ今日か来週初めには、細か い調整だけですので大丈夫だと思います。74ページの一番上のタイトルのところにPと。 これはなかなか経産省と強制的にはできないのだというので金融庁と調整して、でも大体 まとまりつつありますので、そんなに時間はかからない、そんな大きな論点が残っている わけではありません。

77ページ、ビッグデータも決着しましたのでPではありません。大丈夫です。

- 岡議長 どうぞ。
- 〇大崎委員 物すごく細かいことで、もしかしたら多分間違いなのだろうと思うのですけれども、61ページの(1)の最後の行、1 カ所だけゴシックになっているのですが、これは意図したものですか。済みません、直してください。
- ○舘次長 Pのついているところ、雇用のワーキングにつきましては今鶴座長から御説明がありましたけれども、64ページ、65ページに各論の4項目がございまして、これを前の3つはまだPでございますが、ほぼ調整がつきそうだというところでございます。エネルギー・環境はほぼ細かな文言で若干まだ残っているところがございますが、ほぼ大丈夫だという感じでございます。
- ○岡議長 他はいかがでしょうか。 林委員、どうぞ。
- ○林委員 短冊は報告書と答申のどちらにつくのですか。
- ○岡議長 どうぞ。
- ○中原参事官 基本的に報告書はこういう形になっていまして、短冊は規制改革実施計画の閣議決定を目指したものの中に作るようなイメージがございます。例えば御尽力をいただいた健康・医療のような分野でいきますと、例えば50ページをお開きいただきまして、具体的な規制改革項目と書いてありまして、①A、再生医療の推進とございますけれども、3パラグラフ目に「したがって」という記述がございますが、どの項目もしたがって以下の項目を見れば短冊の項目と同じような文章になってございます。ただ、国民の皆様が閣

議決定の規制改革実施計画を読んだときに、専門的なジャーゴンだけで分かりにくいようなこともございますので、その背景説明が上に書いてあるのが答申であるというような整理で全体が整理されています。

- ○林委員 それでは、目次を、現在の1ページだけの大きな目次も必要だと思うのですが、 これ以外に細目次の入っている目次ページもつけていただいて、アルファベッドのabcレベルの項目も拾った目次があると一覧性があるかと思います。よろしくお願いします。
- ○中原参事官 そのようにさせていただきます。
- ○岡議長 佐久間委員、どうぞ。
- ○佐久間委員 雇用の報告書の63ページの(2)の3つの視点のところで第2が国際比較から見てと。これは国際比較を国際先端テストと他のところで変えていたと思いますので、これは単純な国際比較ではないので、国際先端テストから見てということではないかと思います。

以上です。

63ページの(2)の2行目、これが国際先端テストというふうに。

- ○三浦参事官 鶴委員、事務局からでよろしいでしょうか。ここの部分は鶴座長の方から考え方の基本原則として書いていただいた部分として取り入れて報告書にまとめさせていただいた点で、これは国際先端テストという個別の手法というよりは、そもそも論としての原則としての考え方ということで国際比較と鶴委員から書いていただいたと、事務局としては受けとめてこういう記載の仕方をしたものです。
- ○鶴委員 追加をいたしますと、雇用のワーキングの報告書の3ページに、改革に当たっては国際先端テストなどを通じて厳密な国際比較を行い、世界最先端の規制環境を目指し、国際比較から見て合理的な改革を行うべきであるということで、雇用ワーキングの方ではその辺誤解のないように、国際先端テストという観点を強調した形で書かせていただいて、なるべく答申は短くするという御趣旨と私も理解しておりますので、一応そういう書き方になっていると理解しております。
- ○大崎委員 先ほど「したがって」の意味を教えていただいたので、そうしたら気になったのですけれども、全部の項目にちゃんと「したがって」が入っていて、雇用の①②④だけ入っているのですが、これは別に余り気にしなくていいのですか。
- ○三浦参事官 雇用の場合は比較的前の部分に書いてある説明の考え方が全て厚生労働省と考え方が一致できているかといった点に配慮しまして、ある程度会議としての考え方。 そうは言っても会議としての考え方をきっちり報告書には書き込みたいということがあって、そういった意味でつなぎの文言、ニュアンスを変えているという点がございます。
- ○岡議長 大崎委員、納得しましたか。よろしいですか。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 きのうのワーキング・グループで言うべきだったかもしれない。やはり気になったので言うのですが、61ページの雇用の真ん中のところに、ダイバーシティ経営と

いう言葉が出てくるのですけれども、こういう言葉は経済界の皆さんはよく使われる言葉なのでしょうか。ダイバーシティは名詞だと思うのだけれども、名詞が経営に引っかかるという言い方は普通の言い方ですか。多様性のある多様な経営とかそんなことだったら分かるのだけれども、ここだけ読むと、新聞記者の感覚からするとすっと頭に入らないのです。

○三浦参事官 補足させていただきます。本日御欠席でございます佐々木委員から、一度 総論部分についての整理を具体的に御自身がペンをとられてまとめていただいたものを生 かしてこういう形でまとめさせていただいております。そういった御関心事項を反映させ ていただいたものでして、特段この点に関しても議論あるようでしたらして対応させてい ただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○長谷川委員 それで結構です。
- ○金丸委員 経産省でダイバーシティ企業とかといって表彰していないですか。私は余り 自分が使ったこともないのですけれども、経産省は多分それで賞か何か出していた気がし ます。
- ○中原参事官 私が御説明していいかどうか分かりませんけれども、一応その界隈では相 応の言葉だとは理解しております。
- ○金丸委員 検討してもらえばいいではないですか。
- ○長谷川委員 できれば普通の言葉の方がいいと思います。
- ○岡議長 ここは今の長谷川委員の意見を受け入れて修正を考えてください。 他はいかがでしょう。よろしゅうございますか。

それでは、次に、答申(素案)の総論部分ですが、これは前回議論をいただきまして、 その後、また委員の皆さんからいろいろな御意見をいただいたものを踏まえて、本日その 修正版を作りましたので、まず事務局から説明願います。

○中原参事官 席上配布資料で規制改革会議答申素案と書いてある資料の部分でございますけれども、地の部分が前回頂戴した御意見を踏まえまして事務局にて反映させていただいたものでございまして、そのさらに上に追加と削除と上書きをしてございますのが、その案を委員の皆様にお投げした後にさらに出た意見を含めて修正させていただいているものでございます。

基本的に表現ぶりあるいは字句の修正が多いわけでございますけれども、大きいところでいきますとお手元の資料の6ページ、最後の次のステップに向けてというところでございまして、まず、今後取り組むべき課題として7ページにかつて書いてございました農業とか保険外併用療養制度など未着手の問題が多く残されている。また、今回の審議の過程で法律自体に規制がないにもかかわらず明確な委任がないまま省令等において規制が行われている実態なども明らかになったといった箇所につきまして、これを1ポツの次期の会議の活動方針の策定というところに持ってまいりまして、今期検討対象として取り上げたもののうちというパラグラフから始まるところに移してございます。

フォローアップといいますのと改革PDAサイクルの確立という2つにこのテーマを分けまして、そして3としまして今後取り組むべき課題としまして前回多くの委員の皆様から御指摘もございましたような点につきまして、各省におきまして自らが主体的に見直すことが本来の在り方でありますところ、そうした組織も設けられておりますけれども、自主的見直しというものは十分機能せずに、第三者機関と相対立する構造の中で見直しが行われてきた。

したがいまして、不断にこうしたことを進めるためには、所管府省が自発的、主体的に規制改革に取り組む仕組みを作る必要がある。社会保障の規制見直しのPDAサイクルが機能するための仕組みについて会議として検討を行うこととするということで、今期取り組むべき課題と、課題として3ポツとして大きなことを取り上げてまとめるという形にさせていただいてございます。規制改革に関する副題ということで、皆様から頂戴した意見をもとに、総論の1の1のはじめにのところに書いてございますように、今回は成長戦略を緊急に実現するという観点からこうした規制改革、成長戦略を構成する重要な基盤として経済再生に即応性を持つ緊急度の高い規制改革から優先的に検討を行ってきたという今期にふさわしい副題として成長戦略の早期実現ということでどうかという案を一応事務局の案として提示させていただいてございます。

その他、委員の先生の皆様からは、経済再生への突破口ですとか、世界一民間が活動しやすい国へですとか、アベノカイカク第1章ですとか、日本再生と国民生活向上のための規制改革を目指してという副題ですとか、日本再生への規制改革という案も頂戴しているところでございますので、改めて御紹介を申し上げます。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございました。

それでは、修正版が出されました総論のところについての御意見がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○大崎委員 1点だけですが、6ページの先ほど御説明いただいた今後取り組むべき課題に関する表現のところで、自主的見直しは十分機能せず、それは皆さんおっしゃったとおりだと思うのですが、規制改革会議が第三者機関と対立する構造の中で見直しが行われてきたと断定的に書いてしまっているのですが、そういう気があったことは私も否定しないのですけれども、基本的に対立し合いながらやるものではないという認識を皆さんもいろいろな場でおっしゃっておられましたし、我々は出すべきだと思って、こちらから対立しているのだと言い切るのはあれなので、くだらない修文と言えばくだらない修文なのですけれども、例えばあたかも規制改革会議が第三者機関と対立するかのような構図とか、そんなようなえんきょくな書き方をした方がいいのではないかと思いました。

○岡議長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

どうぞ。

○長谷川委員 私も私が自分の記事で書けと言われたら対立と書くかもしれないけれども、何も報告書が対立と認める必要もないと思います。なので、「対立」はやめて例えば「緊張する」とか程度にしたらどうですか。そうしたら、私は自分の原稿で「対立」と書くから。

○岡議長 他にいかがでしょうか。 翁委員、どうぞ。

○翁委員 3点あるのですけれども、今のところにつきまして、下から3行目、第三者機関等と連携しつつと言い切るよりも、私は「連携・議論しつつ」としていただきたいと思います。やはり連携だけでは進まない部分もありますので、そこはきちんと議論するのだという姿勢を書いていただきたいというのが私の個人的な希望です。

もう少し上の方に、今期検討対象として取り上げたもののうち、農業、保険外療養制度などの未着手の事項も残されていると書いてありますが、本当に短期間で検討できたものの方が少ないので、これを特記するのだったら未着手の事項が数多く残されているといった表現のほうが良いと思うというのが2つ目です。

3つ目ですが、これは最初の方に他の会議との連携ということで産業競争力会議と経済 財政諮問会議、総合科学技術会議などとも情報共有を図ってきたと書いてあるのですけれ ども、最近になって国際戦略特区が動き始めましたので、ここは正に規制改革を特区レベ ルで進めていこうとしているので、ここについても今後の課題になるのかもしれないので すけれども、連携していくという理解でおりますが、記載するかどうかは別として、そこ についての御意見というか御見解を教えていただきたいということです。

○岡議長 3点目についてはイエスです。そのつもりでおります。産業競争力会議メンバーの一人である秋山議員からも「是非連携させてください」というお話が昨日ございましたし、既に事務局同士連携しているという事実も聞いておりましたので、今、委員おっしゃるとおり、今後、そこの会議体とも連携したいと思います。前半の2つについては御意見として。

○寺田副大臣 御調整ありがとうございます。各省が自主的な見直しに取り組む、これは大いに結構なのでありますが、やはりそれでもうまくいかない、あるいは対立をするということは当然あるわけでありまして、そのときは当会議が第三者機関というと単なるアウトサイダーになってしまうのですが、要は我々は第三者機関でもあるとともに、内閣府直属の各省より一段上に立つ総合調整機能を有する実効力のある機関でありまして、つまり、当会議の役割がこの文書のままだと各省が自主的にやるが3ポツで、2ポツはただ単に報告を受け確認するというだけになって、かえってシュリンクしてしまいますので、もしうまくいかないとき、あるいは万一対立の構図になったときは当会議が総合調整機能を発揮して裁定を行う、その権限を有しているわけでありますから、これは委員の先生方の御意見に従うわけでありますが、それもあった方がよりパワフルな場として今後とも機能する

と思うのでありますが、いかがでしょうか。

○岡議長 今の副大臣の御意見に対して皆さんから賛成という声が聞こえましたので、これも取り入れる方向で検討してください。

森下委員、どうぞ。

○森下委員 翁先生の話とつながるのですけれども、少なくとも保険外併用療養制度は議論しましたので、していないというのはおかしいと思うのです。これは最初のときにやって、再生医療新法のところか薬事法かどちらかのところにたしか入っていたと思うのです。そういう意味でここはしていないというのではなくて、外してもらった方が妥当ではないか。農業に関しても、先ほどの機能性表示のところなどは少しだけ触れましたので、ここでは別に取り上げなくてもいいのかなという気もいたしますけれども、いかがでしょうか。○岡議長 この部分については、これまでの議論の中で「触れるべきだ」という意見があったと私は記憶しておりますが、今日がこの議論のほぼ最終ですから、今までの経緯も含めてどういうふうにするのがよろしいのか、是非御意見をいただきたいと思います。

では、佐久間委員、どうぞ。

- ○佐久間委員 今のところで言うと、この2つは大きいことなので、未着手というのが間違っていれば、要するに課題として残っているということで、これらもあり、多く課題が残されているということの趣旨で書かれてはいかがでしょうか。
- ○岡議長 鶴委員、どうぞ。
- ○鶴委員 私も全く同じ意見で、今後これをある程度取り上げていくということが書きにくいということであれば、そこは少し文章の工夫がひつようなのかもしれませんけれども、少なくともこの2つが残るような形で、今後これが課題としてあり得るのだということがはっかり分かる形で残さないと全く意味がないのだと思うのです。今、佐久間委員がおっしゃったように未着手とやると全くやっていないと、そういう形の否定はおかしいなと。これは実は雇用の中の問題もあるのです。全く触れていないかというとそういうわけではない。ただ、今後の課題としてちゃんと考えていますよという意思表示を文章の中にしっかり示していくということが是非必要だと思います。
- ○岡議長 林委員、どうぞ。
- ○林委員 そうしますと、「農業、保険外併用療養制度など、さらに議論を深めるべき事項も数多く残されている。」というようなイメージでしょうか。
- ○大崎委員 その点について、農業となってしまっているのですけれども、やはり農業の競争力強化の方がいいのではないですか。もともとそういうことで挙がっていたと理解しております。
- ○林委員 競争力強化もそうだと思うのですけれども、今日、説明があったお話のように、 本当に生き残りをかけた制度改革という、競争力だけでもないのかなという気もしており ます。
- ○岡議長 この部分については、ほぼ皆さんの議論は出尽くしたと思います。皆さんの意

見を全部取り入れた形で何とかまとめられそうな感じがしますので、あとは文章力の問題ですから、事務局の方でお願いしたいと思います。

他の部分で、金丸委員、どうぞ。

- ○金丸委員 それほどこだわるわけではないのですけれども、先ほど他の会議体との連携のお話が出ましたので、私はIT総合戦略本部では、向こうの文章では規制改革会議と連携してと入れていただいておりまして、山本大臣もよくそういうお言葉を使われておりますので、是非ビックデータとパーソナルデータの扱いが残っていますから、入れていただけるとよろしいのではないかと思います。
- ○岡議長 連携をしている他の組織というか、機関があれば載せましょう。ただ、先ほど 翁委員の言ったものはこれからなので、ここにそういうところとも連携しているというの は早過ぎるのではないか。今後やるということは間違いないですけれども。既に実施して いるIT戦略本部の記述は「あり」だと思います。
- ○翁委員 今後も各会議と連携しつつということを書いても本当はいいのかなとは思うのですけれども、いかがでしょうか。今後も非常に重要ではあるとは思うのですが、特にIT戦略本部などについて。
- ○岡議長 今の翁委員の意見、3の1の次期の活動方針の策定の最後のパラグラフのところに、他のいろいろな機関というか組織というか、そこと今後とも連携をやるということを足していただいたら翁委員の意見は反映されるのではないか。どうですか。

森下委員、どうぞ。

- ○森下委員 申しわけございません、健康・医療戦略室も入れてもらうとうれしいかなと 思いました。ここも医療政策の実行部隊という位置付けなので。現在、私は両方兼ねてい ますので。こちらの議論も向こうで話題になっていまして、それは伝えていますので。
- ○岡議長 先ほどのIT戦略本部と同じ位置付け。
- ○森下委員 済みません。余り増えるのもいかがなものかと言っていなかったのですけれども、ITが入るのならば入れてもらおうかなと思って、済みません。
- ○岡議長 鶴委員、どうぞ。
- ○鶴委員 今、翁委員がおっしゃられた今後の課題のことと連携ということを2つ結びつけるというのは非常に重要で、いろいろな課題が今後出てくると思うのです。その課題ごとにどういうような他の会議体と連携していくのかということについて、一つ一つある程度最初の段階から少しやり方を考えていく。これまでももちろんきちっとした連携ができてきているという認識ではいるのですけれども、テーマごとにどういうやり方が一番全体としていい成長戦略になるのか、また第2ラウンドということもそういうことだと思うのですけれども、それを少し考えていく必要があると思います。今日は農業について、私は後から参りましたので議論の概要を聞いていないのですが、農業につきましてもいろいるな会議体でこれからさらに深められるということなので、この規制改革会議というのがある意味でどういう位置付けなのか、他のものとの提言を差別化していくのか、それとどう

いうやり方をやっていくのかということについて、それぞれの課題も全部そうだと思うのですけれども、少し最初からそういうことをきちっと考えていくやり方をある程度意識してもいいのかなと思っております。

以上です。

○岡議長 今、鶴委員がおっしゃったとおりでして、我々、規制改革側にいますけれども、他のそういう会議体の方々が議論を展開すると、ほとんど規制のテーマに関係してくるのです。今期もそのつもりで関係するところは連携しながらやってきたわけですけれども、次期も関係する機関と連携しながら、ということで、今、特定のものをここに書くわけにはいかないでしょうけれども、必ずそういうことでやりますよという姿勢は1番目のところに書いていただくことで鶴委員の御意見も反映できると思います。

林委員、どうぞ。

○林委員 済みません、今ごろ恐縮なのですが、6ページ目の3の「今後取り組むべき課題」のところで「第三者機関」という言葉が2回出てくるのですが、やはり抵抗があります。諸官庁を自己と言った場合には第三者になるのでしょうけれども、性質として第三者なのかという疑問もあるので、これはなくてもよろしいのではないか。「規制改革会議とあたかも対立するような構図の中で」とか、その後のも「規制改革会議などと連携、議論しつつ」とかしていただいてもよろしいのではないか、と思いました。

○岡議長 分かりました。先ほどの副大臣の意見のところとの接点が出てきますので、そこを考えて作り直します。

あと予定の時間は数分でございますが、もう一つの副題をつけるべきではないかという 御意見があったので副題についていろいろな皆さんからの御意見を集め、それを踏まえて 事務局から今日御提案がありました。これについていかがでしょうか。

まずつけるということでよろしいですか。つけるのだったら何か考えなければいけないし、要らないのではないかというと考えなくてよくなるのです。

林委員、どうぞ。

- ○林委員 私は名案が浮かばなかったので御提案できなかったのですが、結論から言うと つけなくてもよろしいのだけれども、ただ、我々は、「今期」とか「次期」という前提で 議論をしているので、今回の答申が「第1回目」、「第1次」だと分かるような記号がつ いていれば、言葉で副題がついていなくてもよろしいのかと思います。
- ○岡議長 他はいかがですか。

森下委員、どうぞ。

- ○森下委員 難しいですけれども、やはり副題をつけた方がいいかと思います。つけるチャンスは1回しかありませんから、そういう意味ではここでつけ損ねると2回目、3回目もつけるのが変になっていきますから、是非事務局かあるいは皆さんの御意見を聞いて、いいものをつけてもらった方が分かりやすいかと思います。
- ○岡議長 他はいかがですか。

○鶴委員 確認ですけれども、今回副題をつけると、例えば来年の答申は別の副題をつけるということですか。その場合、同じ副題で①②③と、昔、経済財政白書か忘れましたけれども、そういうものがあったので、本当に副題をつけると毎年違ったものをそれもかなり国民にアピールするものがつけられるという前提でやらないと難しくなってくるということも、今、何をつけたらいいのかという議論だけではなくて少し考える必要があります。○岡議長 他はいかがでしょうか。多分いろいろな意見が出るだろうと想像しておりました。今期のものと来期のものの区別がつく方法として、例えば一番簡単なのは2012とか2013を入れれば明らかに違うわけですね。それでいいではないかという考え方と、やはりいつのものか分かるということに加えて、何かアピールしたいという思いがあれば、副題があった方がいいだろうと。ただ、1回やりますと結構悩ましいことが毎年あるということは覚悟しておかなければいけないわけです。どうでしょう。

どうぞ。

- ○大崎委員 私は別の案を個人的には出したのですが、もし成長戦略の早期実現というタームを入れるのであれば、「に向けて」とか何かつけた方がいいなという感じがしました。
- ○岡議長では、今の大崎委員は副題をつけてもいいだろうという意見ですね。
- ○大崎委員 私は自分も案を出したのでつける派です。
- ○岡議長 どうぞ。
- ○安念委員 これは議長にお任せしたいと思います。来年以降は副題をつけるとなったら変えなければいけないのだが、そのときの副題係というのも議長に指名していただければいいと思う。それはみんなの知恵をといってもなかなか決まるものではないから、今回は例えば長谷川委員にやってくれと御指名をいただいたらいいのではないかと思う。
- ○岡議長 どうぞ。
- ○鶴委員 この成長戦略というのは正にこの枠組みの中で規制改革がやられているのですけれども、懸念したのは、成長戦略という言葉を使うと来年はずすことがなかなか難しくなると思うのです。そうすると、毎年成長戦略という言葉に非常に縛られるようなことになりはしないかと。つけるのだったら、毎年非常に自由な発想でつけられるということがいいのではないかということで、成長戦略という言葉は正にこれが一番の根本なだけに、これを書いてしまうとなかなかいろいろな工夫ができなくなるなというのは私の懸念でございました。
- ○岡議長 長谷川委員、どうぞ。
- ○長谷川委員 これは新聞の見出しみたいなものですけれども、見出しがない記事はないので必ず出ます。だから、私はそういうことを全然心配しませんが、成長戦略の早期実現というのは4文字が2回あってかたい。何々に向けてはそのとおりで、私も何々に向けてがいいなと。そうすると、例えば経済の本格的再生に向けてとか、それを除いてもいいですけれども、経済の再生に向けてでもいいし、それはどこでとったかというと、はじめにの最初の文章から今考えたのですが、総論のはじめにとか基本的考え方のところをざっと

見て考えれば出てくると思います。来年以降のことは心配しなくても出てきます。

- ○安念委員 来年からはもういるのだから。一任でいい。
- ○岡議長 いろいろな意見をいただきましたが、時間の問題があります。安念委員に言っていただきましたけれども、今年は議長にお任せいただくということで、来年以降は副題係を指名させていただきます。では、そういうことでいきたいと思います。

次回は6月5日でございますが、答申を取りまとめまして総理に手交したいと思います。 また、答申内容に関連する事項は決定まで非公開ということでございます。本日もお手元 に配布しております資料は一旦回収させていただきますので、御理解いただきたいと思い ます。

何か最後に事務局からありますか。よろしいですか。

それでは、これで会議を終了いたします。長い間、ありがとうございました。